

第22期第28回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月18日(月) 14時00分から15時00分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階 「桜」
- 3 出席委員 木下清、澳本健也、小笠原利幸、前田嘉広、浦尻和伸、
蔭山純由、中澤芳江、石田実、川竹佳子、益本俊郎、柴田孝夫(計11名)
- 欠席委員 問可証善、畠中悠
- 署名委員 澳本健也、小笠原利幸
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
水産政策課 谷主幹
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、占部主幹、坂本主事

4 審議事項

- 第1号議案 高知県資源管理方針の変更について
- 第2号議案 くるまぐろに係る高知県内融通取扱要領について
- 第3号議案 令和6管理年度における漁獲可能量(するめいか及びくるまぐろ)の設定について
- 第4号議案 高知県資源管理方針に基づく漁獲可能量(くるまぐろ)の変更があった場合の事前承認について
- 第5号議案 にはんうなぎの採捕に係る委員会指示について
- 第6号議案 浦ノ内におけるあさりの採捕の承認について

5 報告事項

「WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)第20回年次会合」の結果について

6 議事内容

飯田事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第28回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

まず、委員の欠員に伴いまして、今年1月1日付けで知事から補充選任されました、柴田孝夫委員が本日の委員会から出席されていますのでご紹介いたします。

柴田委員は、高知県漁協上ノ加江支所の所属で、昭和55年に漁業に就業して以降、釣りや刺し網などの沿岸漁業を精力的に営んでおられます。

また、漁業のかたわら、青年部活動にも熱心に取り組み、漁協の青年部長、中央地区漁業青年部連合会の会長を務めるなど、漁村のリーダーとして先導的な役割されています。また、県の指導漁業士としても、水産業の活性化のために活動していただいています。

それでは、柴田委員一言お願いいたします。

柴田委員

はじめまして。高知県中央地区漁業士会の会長をしております柴田孝夫

です。調整委員会はわからないので皆様の指導を受けながら頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

飯田事務局長

どうもありがとうございました。なお、柴田委員の部会の所属は、会長の指名によりまして、沿岸部会となっております。

さて、本日の会議でございますが、報告事項とその資料を追加させていただいています。「令和5管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」を追加で報告させていただきます。資料は、資料7と右上に記載している資料で2枚綴りのものとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は11名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。それでは、会長お願いします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、はじめに水産振興部副部長さんから、ごあいさつをお願いします。

松村部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。

委員の皆様方におかれましては、年度末の何かとお忙しいところ、本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、先ほど紹介のありました柴田委員におかれましては、本年1月1日付けで海区漁業調整委員にご就任いただきまして、当委員会への出席は本日が初ということで、よろしく願いいたします。

本日お願いしています議案は6件と先ほど事務局から話がありました報告事項1件を追加しております。

第1号議案の「高知県資源管理方針の変更について」及び第2号議案の「くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領について」は、漁法別に設定しているくろまぐろの漁獲可能量について、漁船漁業の管理区分に養殖用種苗の区分を新たに設けるなどの変更を行うものです。

第3号議案の「令和6管理年度における漁獲可能量（するめいか及びくろまぐろ）の設定について」は、本年4月1日から来年3月31日までの新たな管理年度における「するめいか」と「くろまぐろ」の漁獲可能量の設定について、ご審議をお願いするものです。

第4号議案の「高知県資源管理方針に基づく漁獲可能量（くろまぐろ）の変更があった場合の事前承認について」は、第1号議案で定める取扱要領に基づく融通など事務的な漁獲可能量の変更について、事前に当委員会の承認を得ることで、できるだけ早く漁獲可能量に反映させ、漁業者の操

業機会を確保しようとするものです。

第5号議案の「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示について」は、河川を下る親うなぎの保護を目的として、採捕期間を制限するものでございます。現行の指示が3月31日までということでございますので、引き続き指示を発動しようとするものです。なお、内水面における委員会指示も3月31日までということでございますので、2月21日に開催されました内水面漁場管理委員会に、審議し、引き続き指示を発動することが決定されていることをご報告させていただきます。

第6号議案の「浦ノ内におけるあさりの採捕の承認について」。こちらは前回の委員会で決定した委員会指示に関する採捕申請の承認について、ご審議をお願いするものです。

追加でお願いしました報告事項の「令和5管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」。こちらは、令和5年度高知県内融通要領に基づく県内での融通と、他県からの漁獲可能量の譲り受けがございましたので、漁獲可能量を変更したことの報告させていただきます。

詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしく申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、畠中委員と問可委員です。続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、澳本委員と、小笠原委員にお願いします。

それでは議題に入ります。第1号議案、「高知県資源管理方針の変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

木村次長

それでは、第1号議案 高知県資源管理方針の変更についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

5高漁管第1136号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第14条第9項に基づき、高知県資源管理方針を変更したいので、同条第4項の規定により諮問します。令和6年3月8日。高知県知事濱田省司。

今回、第1号議案及び第2号議案はくろまぐろの管理方法の変更に関わるもので、昨年10月に開催されました第26回委員会において、くろまぐろの管理方法に関する変更の要望について、関係漁業者と協議を行い、合意が整った場合、漁業管理検討部会で検討して進めていくと報告したものでございます。

本日変更をお謀りするものは、関係漁協から要望のあったもののうち、

関係漁業者との協議で合意が整い、本日 13 時から開催しました漁業管理検討部会で検討したものとなります。

2 ページをお願いします。

まず、資源管理方針の変更部分について説明いたします。

改正点は 2 点ありまして、一つ目は、漁船漁業の小型魚における養殖用種苗の別枠管理の追加です。これまで、漁船漁業、定置漁業別で数量管理していたものに、養殖用種苗の枠を追加することで、小型魚については、漁船漁業の養殖用種苗以外、漁船漁業の養殖用種苗、定置漁業の 3 つの区分で管理しようとするものです。

2 つ目は、小型魚から大型魚への不等量交換についてです。これは、令和 5 年の WCPFC の会合で決定された措置で、小型魚の漁獲枠を減らした分の 1.4 倍大型魚の増枠を可能とするもので、関係漁業者間で合意が整った場合に対応できるようにしようとするものです。

資源管理方針の改正案については 3 ページからとなっており、くろまぐろの小型魚が 7 ページから 9 ページになっております。養殖用種苗の管理区分の設定と不当量交換の規定を追加しています。9 ページが管理区分別の配分割合となっておりまして、養殖用種苗枠を追加し、漁船漁業 7 月から 9 月までの漁獲枠から過去の実績に基づき、養殖用種苗に割り振っています。なお、養殖用種苗の採捕は現在、7 月以降に採捕されていますが、気候変動等で早くなった場合にも対応できるように、養殖用種苗の枠の期間を 4 月から 9 月としています。

次に 10 ページから 11 ページが大型魚になります。養殖用種苗は小型魚だけですので、こちらは不等量交換の記載の変更のみになります。

なお、資源管理方針の変更に関しては、海区漁業調整委員会への諮問のあと国の承認が必要となっておりますので、国との協議の中で内容の変更を伴わない文言等の変更がありましたら事務局に一任していただくようお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下委員

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第 1 号議案、「高知県資源管理方針の変更について」は、原案のとおり適当とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

木下会長

続きまして、第2号議案、「くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

木村次長

それでは、第2号議案 高知県資源管理方針の変更についてご説明いたします。資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

5高漁管第1134号。令和6年3月8日。高知海区漁業調整委員会 会長 木下清様。くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領の策定について。このことについて、別添案のとおり措置したいので、貴会の意見を伺います。

第2号議案につきましても本日、漁業管理検討部会で検討したものとなります。2ページをお願いします。高知県内融通取扱要領は、知事管理漁獲量を有効活用することを目的に、漁船と定置の漁業間の知事管理漁獲可能量の融通を規定するもので、8月末時点及び2月末時点において、一方の漁業で漁獲可能量が7割に満たず、もう一方の漁業で漁獲可能量の7割を超えている場合に、漁獲可能量の融通を行う規定で、令和5年度管理期間については策定しています。

今回6年度以降の取扱について定めようとするもので、令和5年度からの変更点を3点記載しております。

(1)としては今回養殖用種苗の枠の追加により、小型魚については、漁船漁業の養殖用種苗以外、漁船漁業の養殖用種苗、定置漁業の3つの区分で管理するものです。

(2)は、漁船漁業の養殖用種苗と養殖用種苗以外で融通を行うもので、養殖用種苗の採捕の終了が確認された時点又は9月末時点のいずれか早い時点において、養殖用種苗の漁獲可能量の残数を養殖用種苗以外に譲渡するものです。この規定により、養殖用種苗の枠を追加したことで発生する未利用の漁獲枠をなくしようとするものです。

(3)は、大型魚の融通を行わないようにするものです。漁船漁業の大型魚の配分は当初配分で3トン弱となっています。大型魚ははえ縄で漁獲されますがはえ縄の漁業者から管理期間の初めは漁獲を控えて、年末から年明けの単価のよい時期に漁獲したいが、融通規定があると漁獲を控えた場合に前半の漁獲可能量が定置漁業に融通されてしまうので廃止してもらいたいとの要望があり、意見交換で定置を含めた関係者の合意を踏まえて変更するものとなっています。

取扱要領案及び新旧対照表については、2ページから4ページまでとな

っています。先ほど説明した内容を反映させたものとなっていますので詳細の説明は省略いたします。説明しました内容のほか、これまでは年度ごとの取扱要領となっていましたので、毎年策定する必要がありましたが、今回は期限をなくして永年要領とし、必要な場合に変更していく形としています。

6ページが融通の概略になりまして、今回の変更点としては、小型魚は、③の養殖用種苗と養殖用種苗以外の融通が追加になり、大型魚では融通がなくなることが変更になります。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻委員

県にお願いしたいのは、前にも言ったが、全国的に見ると枠が余るところがある。高知県はいつも枠がオーバーしますので、漁師のために県内の融通だけでなく、県外からの融通も願います。

木村次長

報告事項で説明させてもらいますが、県としましても他県の余った枠を県内に融通してもらおうよう引き続き要望もしていきますし、また、国において基準年などの見直しについても検討していくようですので、そうしたところで高知県に不利にならないようにちゃんと意見していきたいと思えます。

木下会長

他にございませんか。

益本委員

確認ですけど、2ページの大型魚の融通を行わないということが、4ページの要領のどこに記載されているのか。

占部主幹

大型魚の融通がなくなるということで、(1)の部分で、くろまぐろ小型魚ということで入っております。前回までは、くろまぐろ小型魚、大型魚という記載がなかったので、どちらもということになっていましたが、小型魚という記載になっていますので、小型魚だけが融通の対象となります。

益本委員

この書き方で大型魚は当てはまらないということで読めるわけですね。

占部主幹

はい。

木下会長

他にございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案、「くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領について」は、原案のとおり適当とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第3号議案「令和6管理年度における漁獲可能量(するめいか及びくろまぐろ)の設定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

占部主幹

それでは、第3号議案 令和6管理年度における漁獲可能量(するめいか及びくろまぐろ)の設定についてご説明いたします。資料3の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

5 高漁管第1133号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第16条第1項の規定に基づき、するめいか、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度における数量について定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和6年3月8日。高知県知事 濱田省司。

2ページをお願いします。2～3ページが告示案となっており、今回は、国からの通知に基づき、するめいか及びくろまぐろについて、令和6管理年度 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの漁獲可能量を設定しようとするものとなっております。

4ページをお願いします。こちらはするめいかの国の配分通知となっており、下の表の一番下のするめいかをご覧ください。国からの通知では現行水準となっており、現行水準の目安数量は50トン未満となっております。

5ページをお願いします。こちらはくろまぐろの国からの配分通知となっております。6ページをお願いします。こちらはその配分量を高知県資源管理方針に基づいて、小型魚と大型魚を漁業別に配分した根拠となっております。

7ページをご覧ください。こちらが令和5管理年度と令和6管理年度の対照表となっております。6管理年度は配分量が小型魚で変わらず、大型魚で16.7トンから16.8トンの0.1トン増えております。この大型魚の増加分は資源管理方針に基づいて漁業別に配分したところ、漁船漁業の1月から3月までの枠で0.1トン増えます。第1号議案で審議していただいた小型魚の漁船漁業の細分化によりまして、養殖用種苗と養殖用種苗以外で

の枠が新たに追加しており、その配分割合に基づいて、配分を行っております。漁船漁業の養殖用種苗以外が7月から9月までで0.1トン、漁船漁業の養殖用種苗が4月から9月までで5.5トンとなっております。なお、養殖用種苗の供給が終わりましたら、第2号議案で審議していただいように、残数量を養殖用種苗以外に融通する予定となります。

2ページにお戻りください。

令和6管理年度の漁獲可能量は、1のするめいかについては「現行水準」、2のくろまぐろ小型魚については「68.0トン」、3のくろまぐろ大型魚については「15.2トン」でくろまぐろは先ほどご説明したとおり、高知県資源管理方針に基づいて、漁業別、期間別に配分をおこなっております。なお、本委員会でご意見をいただきましたら、農林水産大臣に認可申請を行いまして、承認されましたら、高知県公報に漁獲可能量を告示することとしております。

なお、参考として8ページにするめいかの全国及び過去の漁獲量のデータを添付しております。また、9ページに本県のくろまぐろの2月末日までの漁獲量と残りの漁獲可能量を示しておりますが、漁獲可能量については3月11日時点で変更がありましたので、それについては後ほど報告事項でご報告させていただきます。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案「令和6管理年度における漁獲可能量（するめいか及びくろまぐろ）の設定について」は、原案のとおり適当とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

木下会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第4号議案「高知県資源管理方針に基づく漁獲可能量（くろまぐろ）の変更があった場合の事前承認について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

占部主幹

それでは、第4号議案 高知県資源管理方針に基づく漁獲可能量（くろまぐろ）の変更があった場合の事前承認について説明いたします。資料4

の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

5 高漁管第 1135 号。高知海区漁業調整委員会様。くろまぐろの漁獲可能量について、高知県資源管理方針に基づく数量の変更があった場合には変更することとしてよろしいか、漁業法第 16 条第 5 項の規定により諮問します。令和 6 年 3 月 8 日。高知県知事濱田省司。

それでは、2 ページをお願いいたします。

くろまぐろの漁獲可能量は、小型魚及び大型魚のそれぞれについて四半期ごと、漁業ごとで管理されております。この漁獲可能量を変更する際には、変更の度に海区漁業調整委員会の意見を聴くことが、漁業法第 16 条第 5 項に規定されております。

しかし、漁獲可能量の変更については、高知県資源管理方針に基づいて①から⑥までの変更のケースが想定されます。

①は四半期ごとの超過分と未利用分の差し引き、繰り越しによる翌四半期分の変更、②は国からの追加配分による変更、③は他都道府県又は大臣許可漁業との間での融通のうち交換による変更。交換とは、小型魚又は大型魚をどちらか一方を差し出して交換するものとなります。④は他都道府県又は大臣許可漁業との間での融通のうち譲受による変更。譲受はこちらからも差し出すことなく、一方的にもらい受けることです。⑤は高知県内の融通取扱要領に基づく融通による変更、⑥は小型魚から大型への不等量交換による変更。不等量交換は水産庁の要望調査に基づいて、小型魚を差し出して、その 1.4 倍の大型魚を交換するものです。

このうち、③と⑥以外の変更については、本県の全体の漁獲可能量は減ることがありませんので、漁業者の操業機会を増やすことを目的に、本委員会の事前承認により手続きを迅速化させたいと考えています。

なお、③と⑥については、小型魚又は大型魚の本県の全体の漁獲可能量を減らすことで対応するものであることから、漁業関係者間の合意が必要であるため、その都度本委員会の意見を聴いて変更することとしたいと考えています。

事前に当委員会の承認をいただきましたら、事前承認に基づく漁獲可能量の変更を行った際には、後日その内容を当委員会に報告することといたします。

以上で事務局からのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

資源管理方針に基づく漁獲可能量の変更のケースですが、④が譲受による変更ということで、本県の漁業者にとっていいことだと思いますけれど

も、形式的に反対の譲渡しは想定していないということでしょうか。

木村次長

現在のところ、漁獲可能量を超してくることが多いので、入れていないところですが。また、譲り渡しとなりますと、委員会の意見も聞く必要もありますので、その際には、委員会で説明させていただきます。

木下会長

他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第4号議案「高知県資源管理方針に基づく漁獲可能量（くろまぐろ）の変更があった場合の事前承認については、原案のとおりで適当とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

木下会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第5号議案「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

占部主幹

それでは、第5号議案「にほんうなぎの採捕の禁止に係る委員会指示について」、事務局から説明をさせていただきます。

資料5をご用意ください。

現在、発動しております「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示」ですが、この指示の有効期間が、令和6年3月31日で切れることから、本議案は、新たに同様の内容で委員会指示を発動することにより、引き続き、にほんうなぎの資源回復及び持続的利用を図ろうとするものです。

それでは次に2ページをご覧ください。「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示の概要」ということでまとめておりますが、にほんうなぎは、本県にとって重要な魚種であり、各地区では伝統的な漁業が行われ、その食文化も古くから県民に定着しています。

しかし近年は、にほんうなぎの漁獲量や、しらすうなぎの来遊状況が悪化するなど、資源は右肩下がりで、2ページの下に示すグラフのとおり、ウナギ漁獲量は、全国で2,000トン以上あったものが60トン程度に、高知県の推移を見ても最盛期に180トンあまりあったものがわずか3トンと漁獲の減少が顕著で、資源の枯渇が懸念されています。そのため、平成25年には環境省がにほんうなぎを絶滅危惧種に指定し、また国際的にも平成26年に国際自然保護連合（ICUN）が絶滅の恐れのある生物としてレッドリストに掲載しました。

そのため、河川では平成 26 年 4 月に内水面漁場管理委員会指示を発動し、10 月から翌年 3 月までの間、21 センチメートルを超えるにはほんうなぎの採捕を禁止し、産卵場へ向かう親うなぎの保護を図っており、海面でも平成 28 年 9 月に海区漁業調整委員会指示を発動しました。

次に 3 ページをご覧ください。こちらは 3 から 6 ページが水産庁からのウナギの持続的利用のための資源管理の推進についての通知文となっております。そのなかで、3 ページの下線に示すように、産卵に向かう下りうなぎの採捕の制限を促進することとされております。また、4 ページをご覧ください。下の下線に示すように、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるようにと記載されております。6 ページをご覧ください。こちらは全都道府県の下りウナギの保護の取組状況となっております。委員会指示は高知県の他 10 県が実施しており、自主的な取組は 16 県が実施しています。水産庁から下りウナギの漁獲抑制について要請されていることもあり、全国では委員会指示による採捕の禁止、自主的な取り組みによる漁協の規則等での制限や再放流などを行い、ウナギの資源回復を図っているところです。

それでは最後に 1 ページをご覧ください。以上のことを踏まえまして、本議案は、現在、発動しております「にはほんうなぎの採捕の禁止に係る委員会指示」について、新たに同様の内容の委員会指示を発動することにより、にはほんうなぎの資源回復及び持続的利用を図るものです。

現在発動している委員会指示から指示の有効期間以外に内容の変更はありません。

指示の内容についてですが、まず、採捕の制限については、1 県内の海区において、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間、全長 21 センチメートルを超えるにはほんうなぎを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 47 条第 1 項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合。

(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、にはほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）。

次に、指示の有効期間については、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとしています。なお、2 月 21 日の内水面漁場管理委員会でも同様な内容で内水面の下りうなぎの委員会指示を発動することが決議されました。

本議案が決議されましたら、県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場

合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第5号議案「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり委員会指示を発動するというので、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第5号議案は、原案のとおり委員会指示を発動します。

続きまして、第6号議案「浦ノ内におけるあさりの採捕の承認について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

坂本主事

それでは、第6号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について」、事務局から説明をさせていただきます。

本議案は、令和5年12月20日に開催されました当委員会において高知海区漁業調整委員会指示発動を決定した「浦ノ内湾におけるあさりの採捕について」の指示に基づき、1件の承認申請がありましたので、この申請について承認の可否をご審議いただくものです。

まず、資料の5ページと6ページが「浦ノ内湾におけるあさりの採捕について」の委員会指示で、7ページ目が当該指示の区域図です。

資料5ページをお願いします。浦ノ内湾のあさりについては、平成24年以降、委員会指示によりその採捕を禁止しておりますが、1（採捕の制限）にありますとおり、（1）国の機関又は地方公共団体が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合、（2）高知海区漁業調整委員会から採捕の承認を受けて採捕する場合については、採捕を認めることとしております。

続いて、資料8から9ページの、「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認に関する事務取扱要領」をご覧ください。高知海区漁業調整委員会から採捕の承認を受けて採捕する場合の承認の対象は、8ページの1にある、（1）あさり資源の管理と持続的な利用に寄与する取組であり、高知県産業振興計画に位置付けられていること、（2）（1）に準ずると認められる取組で、委員会が特に必要と認めた場合となっております。

浦ノ内湾のあさりについては、かつて多くの県民が潮干狩りを楽しむなど、非常に身近な存在であり、県民の皆様の関心も高い中、平成24年以降委員会指示によりその採捕を禁止していたことを踏まえ、資源への影響

や公益上の支障、地域活性化や交流人口の拡大などの複数の観点から、委員会で審議し、承認の可否について決定していただくこととしています。承認の審査についてですが、承認申請に係る書類は、「4承認の申請」にありますとおり、申請書、誓約書、事業計画など取組内容の分かる計画書、あさり採捕に係る標識の届出書、その他委員会が必要と認めた書類となっております。

それでは、資料1ページ目に戻りまして、今回提出のあった申請書類をご覧ください。まず、今回の申請者は高知県漁業協同組合です。1の採捕区域は委員会指示の区域内で、2の採捕期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、3の採捕数量は2,400キログラム以内となっております。

また、4の申請書の添付書類ですが、(1)から(3)の書類は全て提出されており、内容を確認したところ不備等ありませんでした。これらの書類につきましては、2ページ目に標識届書、3ページ目に誓約書、4ページ目に令和6年度の採捕計画を添付しております。

それでは、資料の4ページをお願いします。こちらは、令和6年度のあさりの採捕計画です。1の取組内容について簡単に説明しますと、令和6年度は、高知県漁業協同組合と宇佐地区協議会が連携して、区域内に設置している被せ網のメンテナンス、あさりの成長を確認するためのモニタリングの実施を行うほか、被せ網下でとれたあさりの地元のイベントへの無償提供、小学生を対象とした潮干狩り体験を予定しているとのこと。

2には、それぞれの取組におけるあさりの採捕予定時期と採捕予定量が記載されております。

また、宇佐地区協議会の活動内容についてまとめた資料を17ページに添付しております。この資料の内容については、水産政策課の谷主幹から説明させていただきます。

谷主幹

宇佐地区の漁業者と地区住民で構成する宇佐地区協議会は、平成21年から国の交付金事業を活用しまして、あさりの資源の回復を目的に、浦ノ内湾の天皇州を中心とした干潟の保全活動を行ってきました。

近年は、被せ網を設置するとくろだいやえいなどから食害を防ぐことができ、網の下ではあさがり順調に成長することが分かってきたことから、被せ網の設置による干潟の保全活動を進めています。

まず、「(1)被せ網のメンテナンス」についてです。

浦ノ内湾の天皇州には、縦10メートル横5メートルの被せ網を、H29年度には約2ヘクタール、H30年度には約1ヘクタール、合計で約3ヘクタールの網を設置しておりまして、設置後は網に付着したカキの除去や、破れた箇所を修繕を行ってまいりました。

次に、「(2) 適正な密度管理」の実施についてです。これまで、あさを適正な密度に保つため、間引きを兼ねた地元小学生等による潮干狩り体験を行ってきました。

また、密度管理で間引いたあさを「宇佐大鍋祭り」に提供していましたが、令和4年秋と令和5年春に発生した赤潮により天皇州のあさり現存量が減少したことで、令和5年度の両取組は未実施となっています。

次に、「(3) 資源モニタリングの実施」についてです。天皇州の被せ網下のあさりの現存量を調べるため、宇佐地区協議会が調査を行うとともに、県水産試験場や中央漁業指導所なども調査の支援を行いました。

詳細は下記「2 令和5年度天皇州あさり現存量調査について」で説明させていただきます。「2 令和5年度天皇州あさり現存量調査について」は、(1) 調査方法のアからカに示す方法で、天皇州の被せ網下のあさり現存量の推計を行いました。

続いて、「(2) 結果」についてです。令和5年7月4日及び6日に行った調査の結果、総現存量は17トンで、そのうち殻長が3センチメートル以上のものは16トンとなっており、令和4年の調査結果と比べると少なくなっています。

これは、二枚貝を斃死させるプランクトンであるヘテロカプサ・サーキュラリスカーマによる赤潮の発生が影響したものと考えられます。

来年度は、減少したあさりの現存量の回復を目指して、宇佐地区協議会が被せ網のメンテナンス等を継続していく予定となっています。

水産政策課からの説明は以上となります。

坂本主事

今回の申請については、あさり資源の管理と持続的な利用に寄与する取組であり、高知県産業振興計画においても、位置付けられていることから、承認することとしてよろしいかどうか、ご審議のほどよろしく願います。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

意見と質問がございます。意見としては、最後の説明で資源が減ったとはいえ、殻長3センチ以上が16トンあるということで、2.4トン採る程度であれば資源的に影響はなかろうかと私は考えます。質問ですが、プランクトンのヘテロカプサ・サーキュラリスカーマは、南方系の種類ですよ。令和5年の秋は発生したということはございますでしょうか。

木村次長

秋季の発生については、現在把握しておりませんので、発生や影響等を調べて後日報告させていただきます。

木下会長

他にございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第6号議案「浦ノ内におけるあさりの採捕の承認について」は、原案のとおり、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第6号議案は、原案のとおり承認いたします。議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「令和5管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について」について事務局の説明を求めます。

占部主幹

それでは、報告事項 令和5管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について説明いたします。資料7の1ページをご覧ください。

それでは、漁獲可能量(くろまぐろ)の変更についての概要です。令和6年3月11日付けで小型魚及び大型魚の漁船漁業と定置漁業の漁獲可能量を変更しております。漁獲可能量の変更については第22期第10回の委員会で譲受の場合、第18回の委員会で令和5年度における県内融通について事前承認をいただいておりますので、事務局のほうで、漁獲可能量変更に係る手続きを行いましたので、今回の委員会で報告させていただきます。

変更については、(1)の高知県内融通要領に基づく融通と(2)の他県からの国を介した譲受によるものです。(1)としましては、融通要領に基づいて小型魚の漁船漁業から定置漁業に10.034トンの融通がありました。漁船漁業の漁獲可能量の残数量が20.068トンあり、その2分の1を譲渡しております。さらに、(2)としまして、国の方に随時要望をしていた漁獲可能量の追加が3月7日に決まりました。これについては、3ページに通知文をつけております。小型魚1.2トンと大型魚3.3トンを譲受することができました。(2)の表をご覧ください。それぞれの譲り受けた数量を高知県資源管理方針に基づいて、漁業別に配分しております。今回の漁獲可能量の変更により、令和6年3月31日まで採捕停止命令が発出されていた小型魚の定置漁業、大型魚の漁船漁業、定置漁業が採捕停止命令の解除となり、3月13日から採捕が可能となっています。変更後の漁獲可能量の残数量は一番下の表に示したとおりです。

2ページに変更前と変更後の漁獲可能量の告示の新旧対照表を添付しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

木下会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。ないようでございますので、報告事項について終わります。
木村次長	先ほどの赤潮の件について報告させてください。
西山副部長	先ほどのヘテロカプサ赤潮の件でございますが、水産試験場のデータを確認しましたが、10月頃にヘテロカプサがかなり増殖している現象が確認されておりますけれども、そのときにあさりが死亡したという報告は受けておりませんので、赤潮が直接天皇洲に押し寄せることはなかったのかと推察しております。
飯田事務局長	もう一つ事務局からご報告でございます。この会の前に漁業管理検討部会を開催いたしまして、木下会長が部会長ということでしたが、会長に就任されましたので交代したいという申し出がありまして、石田委員が漁業管理検討部会の部会長になりましたのでご紹介いたします。
木下会長	以上で第27回高知海区漁業調整委員会を閉会します。

本書は、第22期第28回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 澳本健也 _____

議事録署名委員 小笠原利幸 _____